

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川医療生活協同組合職員労働組合執行委員長谷本智子から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年3月2日通知があった。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

平成19年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

2 日時

平成19年3月15日午前0時以降、要求実現までの間

3 場所

香川医療生活協同組合	香川県高松市栗林町1丁目3-24
高松平和病院	香川県高松市栗林町1丁目3-24
善通寺診療所	香川県善通寺市上吉田町6-8-9
生協みき診療所	香川県木田郡三木町氷上112-1
生協へいわ歯科	香川県高松市栗林町1丁目3-24
コープ歯科まるがめ	香川県丸亀市川西町北1357-4
老人保健施設「虹の里」	香川県高松市栗林町1丁目3-24
訪問看護ステーション「ひまわり」	香川県高松市栗林町1丁目8-8
訪問看護ステーション「ほがらか」	香川県善通寺市上吉田町6-8-9
訪問看護ステーション「みき」	香川県木田郡三木町氷上112-1
老人介護支援センター「ほのぼの」	香川県高松市栗林町1丁目3-24
ヘルパーステーション「虹の里」	香川県高松市栗林町1丁目3-24
ヘルパーステーション「ほがらか」	香川県善通寺市上吉田町6-8-9

4 争議行為の概要

前記の場所における、全体的又は部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。